

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主を中心として従業員・債権者・取引先・顧客・地域社会など、様々なステークホルダーに対する価値を持続的に向上させることが会社の使命であると認識しており、コンプライアンスを遵守した内部体制の整備に努めるとともに、株主等ステークホルダーの皆様に対して、業績開示の迅速化と内容の充実に努め、ホームページにおいて事業の状況ならびに最新の状況に関する情報を提供する等により、適時適切な情報開示に努める所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東証JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業戦略上においての重要性や取引先との事業上の関係等を総合的に考慮し、投資判断をいたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社の取締役会規程において、関連当事者間の取引を行う場合は取締役会の決議事項と定めており、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう適切に対処しております。

また、毎年、関連当事者間取引調査を役員に実施し、当社との利益相反する取引が無いことを確認しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営戦略等に関しましては、有価証券報告書の事業の状況や定時株主総会招集通知の事業報告等で適宜開示しております。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書の1の1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、業績、職責、成果等を総合的に勘案し、適切、公正に決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任に当たっては、当社業績や企業価値向上の貢献度、能力、人格、経歴等を考慮し取締役会において適切に選任、指名しております。新任や退任の対象者がある場合には、取締役会での決議後に適時開示しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役各候補者の略歴、当社における地位および担当等につきましては、定時株主総会招集通知の事業報告・参考書類および有価証券報告書に記載しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

当社取締役会では、法令・定款で定められた事項の他、取締役会規程に定められた1.株主総会に関する事項、2.取締役に係る事項、3.株主および社債に関する事項、4.決算に関する事項、5.事業運営に関する事項、6.関係会社に関する事項、7.執行役員に関する事項、8.その他の重要事項について、審議、決議を実施しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、4名の取締役、3名の監査役を選任しており、その内、独立社外取締役1名、社外監査役2名(内、独立役員1名)であり、これまでに培われた知識、経験を活かして頂いております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ独立役員を選任しております。

当社は、社外取締役1名と、社外監査役1名の計2名を独立役員として東京証券所に届け出ております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、様々な知識、経験、能力のバランスを有する者により構成し、定款により取締役の員数を15名以内となっておりますが、現在、当社の事業規模等を考慮し4名を選任しております。

社内取締役については、事業に関する深い理解と知見を有する者の中から経営の意思決定を担うに相応しい人物を選任しており、社外取締役については、企業の経営者としての豊富な経験や深い知見を有し、ガバナンス強化の役割を担う独立社外取締役に相応しい人物を選任しております。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の兼任状況に関しましては、合理的な範囲内であることを確認しており、定時株主総会招集通知の事業報告・参考書類や有価証券報告書に開示しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社取締役会は、株主の皆様との対話を統括する部署を経営管理部および担当役員と定め、全取締役と関連部署が連携し株主の皆様との建設的な対話促進に努めており、株主の皆様からの重要な意見等については取締役会に報告、審議し経営に反映させております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヨウテイホールディングス合同会社	56,151,079	54.41
小松 稔	2,114,300	2.05
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	1,300,000	1.26
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLYPAID SEG ACCOUNT	875,000	0.85
中島 和信	840,500	0.81
株式会社チンタイバンク	684,800	0.66
田辺 明	670,000	0.65
東海東京証券株式会社	501,900	0.49
谷内田澄男	478,000	0.46
石田 岳志	453,400	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無更新

ヨウテイホールディングス合同会社 (非上場)

補足説明更新

大株主の状況につきましては、平成28年3月31日現在の株主名簿に基づくものです。
なお、A種優先株式19,426,000株のうち12,241,693株について、転換請求があり平成28年3月2日付で普通株式48,966,772株、A種優先株式7,184,307株となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有していないため、該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森岡 幸人	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森岡 幸人	○	——	森岡幸人氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断いたしました。 【独立役員の指定理由】 森岡幸人氏と当社は、過去から現在において、特別の利害関係はなく、大株主や主要株主にも該当しないことから、同氏と当社の間において相互に支配影響をおよぼすおそれがないと判断いたしました。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく独立性が担保されているとの考えから独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に監査計画・監査結果の意見の交換等を通じて相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西本 恭彦	弁護士													○
松本 健吾	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西本 恭彦		【重要な兼職の状況】 新生総合法律事務所 弁護士 藍澤證券株式会社 社外監査役 株式会社タムロン 社外監査役	西本恭彦氏は、弁護士として、法務に精通する専門家であることから、社外監査役として適任であると判断いたしました。
松本 健吾	○	【重要な兼職の状況】 松本総合法律事務所 ブルーホライズン債権回収株式会社 社外監査役	松本健吾氏は、弁護士として、法務に精通する専門家であることから、社外監査役として適任であると判断いたしました。 【独立役員の指定理由】 松本健吾氏は、弁護士の資格を有していることから、コーポレートガバナンスの実効性の確保と独立性、一般株主保護の観点からも独立役員としての要件を満たしていると判断いたしました。また、当社は同氏と特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立性が担保されており独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

--

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬につきましては、株主総会において決議された報酬限度額内にて決定しております。役員に対するインセンティブ付与の施策に関しましては、今後、導入等を含めて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の総額につきましては、有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬限度額を定めております。また、各取締役および各監査役の報酬額は、それぞれ取締役会、監査役会において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役または社外監査役を補佐すべき担当部署および担当者を定めておりませんが、社外監査役については、内部監査室を通じて、社外監査役による監査が実効的になされるようサポートしております。また、社外取締役および社外監査役より業務執行状況、議事録、稟議書等の閲覧など、監査の要請があった場合には、その都度、社内取締役、経営管理部または必要に応じて関係部署が対応することにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行について

当社は、取締役会のほか必要に応じて各委員会を設置し、開催しております。

(2) 監査・監督について

当社は、当社及びグループ各社に対する業務の適切かつ健全な運営の確保を目的として、他の業務執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室においては、当社各部門及びグループ各社のリスクの種類・程度に応じた実効性のある内部監査やモニタリングに努め、これらのうち重要な事項については取締役会等に報告するとともに、内部監査結果等を踏まえ、当社各部門及びグループ各社への提言等を行うことといたします。

監査役は、取締役会に加え各委員会等の重要な会議への出席などを通じて、取締役の業務執行を監査するなど、その適法性について監査を行う体制を確立しております。

内部監査室、監査役及び会計監査人は、監査結果に関する意見の交換等を通じて相互連携を図るとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

(3) 指名について

当社は、取締役候補者の選任に当たって、候補者の適格性を取締役会で判断の上、選任しております。

(4) 報酬決定について

当社は、取締役報酬について、会社業績評価及び担当部門評価の指標により、取締役の業績貢献度を評価し、決定しております。

(5) 会計監査について

金融商品取引法に基づく会計監査につきましては、アスカ監査法人と会計監査契約を締結しており、会計における適正性を確保しております。また、内部統制の整備、運用、評価についても随時、指導、助言を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、3名の監査役の内2名は社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席して意見を述べ、業務執行取締役、その他使用人から随時個別にヒアリングする機会を積極的に設け、業務執行・監視等の実施に努めております。当該体制を採用する理由として、社外監査役による監査を随時実施しておりますので、現状において経営に対する中立的な経営監視機能の面で十分に機能する体制が整っていることから現状の体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、財務シート等の財務・業績情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しましては、IR担当役員およびコーポレート統括部経営管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「株式会社RISE企業倫理行動指針」を制定し、株主を中心としたステークホルダーはもとより、広く社会に対して、当社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含むすべての重要事項について適時適切な情報開示を行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「株式会社RISE企業倫理行動指針」を制定し、「安全で快適な品質の高い商品・製品並びにサービスの提供」「地球と人間に優しい技術開発並びに事業推進」「法令遵守」「社会とのコミュニケーション」を通じて、企業の社会的責任を果たすとともに、当社の環境理念および環境方針に基づき地球に優しい環境の改善と創造を実現するため、自然と人間が共生できる環境づくりを目指し、企業活動に際しては、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動することとしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「株式会社RISE企業倫理行動指針」を制定し、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示し、ステークホルダーを含めた社会からの信頼の維持及び向上を図ることとしております。
その他	当社ホームページにおいて、会社概要、財務情報等や最新の情報について、適時適切に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社は、経営の健全性・適切性の確保及び社会的使命の達成に向けて、業務執行を適正にコントロールすること及び不測の事態がもたらす経営への影響を最小限に止めることが必要と考え、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）を整備しております。

【内部統制システム構築の基本方針】

1 「取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(1)当社は、すでにコンプライアンス規程を定めており、上記規程の内容について代表取締役、並びに各取締役が使用人への周知を図り、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。タイムリーディスクロージャーについては、これを所管する経営管理部において東京証券取引所の基準に従って適正に開示されているかどうかをチェックするため、内部監査室を設置し監視するものとする。

(2)財務報告の適正性を確保するため、代表取締役及び取締役は全使用人に対し、適正な財務諸表の作成がきわめて重要性を有するものであることをあらゆる機会に認識させるよう努めるものとする。また、当社は、財務諸表作成のプロセスにおいて、虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう社内通報規程に則り各部に所属する使用人が相互に牽制するシステムを構築するものとする。

2 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

当社は文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に保存する。取締役及び監査役は、上記文書管理規程により、常時これら文書等を閲覧できるものとする。

3 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

当社はリスク管理規程を定め、同規程第3章にある当社のリスク管理基本方針を確認し、リスク状況の監視並びに全社的対応は経営管理部が主部署として所管し、各部の所管業務に付随するリスク管理は、各部が行うものとする。当社は、社内研修規程を定め、リスク管理、コンプライアンス、及び個人情報保護等に関する取締役・使用人に対する研修を義務付けるものとする。

4 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。また、取締役および使用人が業務分掌・職務権限規程に基づき職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

5 「当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社の子会社は次のとおりである。

・株式会社プレスト

(1)当社及び子会社の各取締役会は、各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を保有する。

(2)当社及び子会社は、各社内における内部統制の構築を目指し、当社に企業グループ全体の内部統制に関する担当部署を経営管理部内に設ける。

当社の内部監査室は、当社の業務の適正の確保をチェックする。また、当社は、子会社管理規程に基づき、内部統制に関する子会社との間の情報の共有化、並びに子会社に対する指導・管理等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するように努めるものとする。

(3)内部監査室は、その結果を経営管理部内にある企業グループ全体における内部統制に関する担当部署に報告する。上記担当部署は、当社代表取締役、並びに子会社社長に当該内容を報告し、必要に応じて企業グループ全体における業務の適正性確保のための改善策を提案し、これを実施するものとする。

6 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

当社において、監査役の職務を補助すべき使用人は当面配置しない。但し監査役から当該使用人の配置を求められた場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価及び異動においても、独立性を確保する体制とする。

7 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(1)取締役及び使用人は、監査役に対して、取締役会規程、社内通報規程、リスク管理規程、及びコンプライアンス規程等に基づいて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況に関する事項、及び社内通報状況に関する事項等の内容を速やかに報告する。

(2)当社は、監査役による業務執行取締役、並びに執行役員その他使用人から、随時個別にヒアリングする機会を積極的に設け、さらに代表取締役、及び監査法人との間において定期的に意見交換する機会を設けるものとする。監査役の業務遂行に非協力的場合の懲戒については、就業規則・役員就業規則の条項を適宜適用するものとする。

(3)当社監査役は、内部監査室を通じて、当社の業務の適正性確保のため必要な措置を講じることができるものとする。当社内部監査室は、監査役に対して、業務の適正に関する情報を定期的に提供するものとする。

(4)監査役がその職務の執行について生ずる費用は、円滑に処理を行うものとする。

8 「反社会的勢力排除に向けた体制」

当社の「企業倫理行動指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

9 「財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制」

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用、評価を継続的に行うことで、不備に対する必要な是正措置を講ずるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた体制】

当社の「企業倫理行動指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

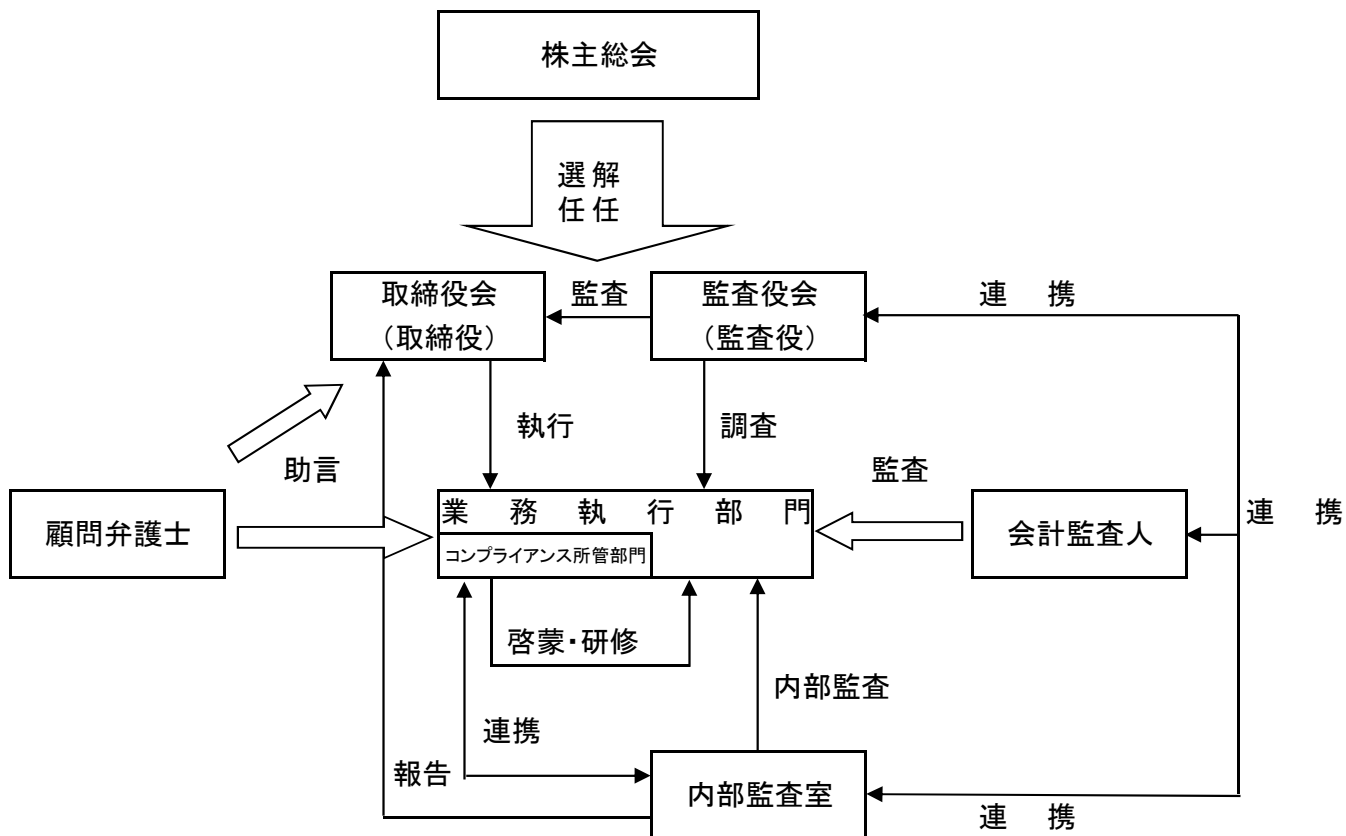
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社の取締役会で決定された決定事実、発生事実、決算情報など、開示すべき重要な事実が判明した場合には、発生部門から情報取扱責任者であるコーポレート統括部長に情報を集約させる体制としております。

情報取扱責任者の指示により、経営管理部において当該情報の発生部門と協議したのち、適時開示規則に照らしてTD-netにより開示を行うこととしており、同時に当社のホームページならびに報道各社に情報を開示しております。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

